

令和5年度地区実態点検報告書

(生路地区) 土木 No.1

No.	種別	場所	要望内容	施工状況・施工計画予定		対応方針や課題等	関係課・関係機関 (県・警察等)
				R5 状況	R6～ 予定		
1	水路修繕	門田13地先	側溝周辺の修繕を要望する。	済	—	モルタルで間詰めを施工済	土木維持管理課
2	道路修繕	傍示松85-5地先	舗装の修繕を要望する。	済	—	アスファルト舗装を施工済	土木維持管理課
3	道路修繕	小太郎92-5地先	ポールの設置を要望する。	済	—	ガードレールを施工済	土木維持管理課
4	排水路改修	前田154地先	側溝蓋の変更を要望する。	済	—	グレーチング蓋を取替済	土木維持管理課
5	排水路改修	生栄二区97-26地先	排水路の拡幅及び定期的な清掃を要望する。	R5施工予定	—	水路用地の雑木及び雑草の伐採処理を施工済 水路の清掃及び不法投棄物、ごみ処理を令和5年度中に施工予定	土木維持管理課
6	排水路改修 道路修繕	狭間5地先	排水管の開口工事及び舗装修繕を要望する。	—	—	土地所有者の承諾が得られれば工事を施工予定	土木維持管理課
7	道路改良	(石浜) 西平地地内	道路の拡幅を要望する。	—	—	計画交通量、家屋の近接状況、通学路において自転車・歩行者・車が混在して通行する危険な状況の早期解消、縦断勾配が急である道路を通過する車両の速度抑制などを総合的に判断し整備しているため、現時点で幅員を見直す考えはない。	道路河川課
8	道路修繕	狭間62-4地先	道路側溝の設置及び道路の拡幅を要望する。	—	—	幅員1.8メートル以上、4メートル未満の狭あい道路に接して、建物の新築・増築・改築などをするとときに道路の中心線から2メートル後退し、その後退用地を更地にしていただけるならば、排水施設を含めた道路整備を進める。その際には、関係地権者や区の協力が必要となる。	道路河川課
9	排水路改修	西午新田31-1地先	蓋の設置を要望する。	—	—	水路の隣接地に道路はなく、一般の方は転落する恐れがないため施工予定なし。	土木維持管理課
10	道路改良	森腰31-7地先	道路の新設を要望する。	—	—	新たな道路でなく、幅員1.8メートル以上、4メートル未満の狭あい道路に接して、建物の新築・増築・改築などをするとときに、道路の中心線から2メートル後退し、その後退用地を更地にしていただけるならば、道路整備を行う。その際には、関係地権者や区の協力が必要となる。	道路河川課
11	排水路改修	前田124地先	蓋の設置を要望する。	—	—	既設の側溝は蓋をかけられる構造でなく、用地境界も明確でないため施工予定なし。 建築行為に係る後退用地確保時に整備を行う。	土木維持管理課

※予算の都合や他の事業との調整などにより、予定を変更する場合があります。

令和5年度地区実態点検報告書

(生路地区) その他 No.1

No.	件名	場所	要望内容	施工状況・施工計画予定		対応方針や課題等	関係課・関係機関 (県・警察等)
				R5 状況	R6～ 予定		
1	防犯灯設置	弁財95地先	防犯灯の設置を要望する。	施工済	—	防犯灯を設置済	土木維持管理課
2	ゴミステーションの改造	生路区内全域	ゴミステーションの改造を要望する。	R5施工予定	—	看板の設置、ネットの張替えなど、地区と協議しながら改善を図る。	環境課
3	道路管理	狭間30-1地先	所有者に対する樹木の伐採の指導を要望する。	依頼済	継続	土地所有者の自宅を訪問し、樹木の剪定を依頼済引き続き、地元区と協力して対応する。	土木維持管理課
4	カーブミラー設置	森腰1-1地先	カーブミラーの設置を要望する。	—	—	停止線で一時停止し、徐行すれば目視確認できるため設置しない。	土木維持管理課
5	改札口の設置	J R 東浦駅	J R 東浦駅東側の改札口の設置を要望する。	—	—	令和2年度から東海旅客鉄道㈱とJR東浦駅東の改札口の設置について協議を行っている。 東海旅客鉄道㈱からは、改札口の設置にあたっては、東西を行き来することができる通路等があることが条件であると伝えられた。整備費が安価に抑えられ、早期に供用できる可能性がある手法として、駅構内の既設跨線橋を構外化して自由通路化する方向で検討を進めている。	まちづくり課 東海旅客鉄道㈱
6	カーブミラー移設	池下30-1地先	カーブミラーの移設を要望する。	—	—	マンション(個人宅)のためのカーブミラー設置は行わない。	土木維持管理課
7							
8							
9							
10							

※予算の都合や他の事業との調整などにより、予定を変更する場合があります。